

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

<p>上記目標の概要</p>	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、健全な対内直接投資を促進しつつ、国の安全等を確保する観点から、迅速かつ適切な審査を実施していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組めます。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む</p> <p>総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む</p>
----------------	---

総合目標5についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

<p>評定の理由</p>	<p>G7、G20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G7(用語集参照)、G20(用語集参照)等の国際的な枠組への参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。</p> <p>日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム輸出戦略」等で掲げられた重要な取組の1つであり、国際協力機構(JICA)の円借款(用語集参照)や国際協力銀行(JBIC)の投融資といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p> <p>WTO(世界貿易機関：用語集参照)及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与してい</p>

ると言えます。

テーマ 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

[主要] 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画

測定指標 (定性的な指標)	目 標	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、例年にないペースでG7、G20が開催されました。G7においては、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、途上国の債務問題、中央銀行デジタル通貨を含むデジタル・ペイメント等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、危機への対応に貢献しました。</p> <p>G20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、コロナ危機に対するG20行動計画の策定、「債務支払猶予イニシアティブ」(DSSI)及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」への合意等、危機への対応においてG20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。</p> <p>アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるAPEC(アジア太平洋経済協力：用語集参照)に関しては、令和2年9月にバーチャル形式にてマレーシア議長下のAPEC財務大臣会合が開催されました。同会合においては、世界経済・地域経済や新型コロナウイルスの影響に対処するための財政・金融政策、金融包摂のためのデジタル化等についての意見交換に参画しました。</p> <p>MDBsにおいて、我が国が開発分野で重視するアジェンダが重点政策と位置付けられるよう、主要出資国として積極的に議論に参画しました。例えば、令和2年9月に4年に1度の増資が合意された、アジア・太平洋地域の貧困国を支援するアジア開発基金(ADF)について、我が国は、最大の拠出国として増資の議論を主導し、合意形成に大きく貢献しました。ADF増資においては、我が国が重視する質の高いインフラ投資、防災、債務の透明性・持続可能性が重点政策として位置づけられるとともに、パンデミックへの備え等に資する保健体制の構築に関する支援規模が拡大されました。</p> <p>テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました(参考指標3参照)。</p>	□

		<p>特に、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F (金融活動作業部会：用語集参照) 勧告を踏まえ、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から外為法に基づく資産凍結等の措置の実施までの日数を短縮するための取組を進め、速やかに当該措置を実施しました。</p> <p>また、関係省庁と緊密に連携して、国内のF A T F 勧告の実施やその有効性を高める取組を推進するとともに、令和元年度から行われている第四次対日相互審査への対応に取り組みました。その取組の一環として、他国の審査に係る会合を含め、F A T F 関連会合にも出席し、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。加えて、「外国為替検査ガイドライン」(注)に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を行いました。</p> <p>(注) 外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。</p> <p>以上のように、令和2年度は上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進		
	目 標	<p>A S E A N (東南アジア諸国連合) + 3 (日中韓) (用語集参照) 等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。</p>	達成度
		<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、地域金融市場の安定化のために重要なためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、C M I M (チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照) の強化を通じた地域金融市場の強靱性向上のため、(1) I M F (国際通貨基金：用語集参照) デリンク割合 (I M F プログラムなしでも発動できる割合) の30%から40%へ引き上げ、(2) 要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じたC M I M の現地通貨による支援の制度化の2点を柱とする改訂C M I M 契約書が、令和2年9月に開催されたA S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議において承認され、その後、各国署名を経て令和3年3月31日に発効しました。また、C M I M の円滑な実施を可能にするためのC M I M コンディショナリティ・フレームワークが明確化されるなどの大きな進展も見られました。A M R O (A S E A N + 3 マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照) については、サーベイランス能力強化の一環として、各国のマクロ経済状況把握のための診断ツールの更なる活用や組織内でのレビュー体制を強化する取組のほか、後発途上国をはじめとする域内国家の能力向上のための技術支援を推進しました。更に、A B M I (ア</p>	□	

		<p>アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）の推進や、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）について、自然災害保険の開始に向けた取組を主導するなど、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、中国との間では、中国本土で発行されている債券の委託取引が可能となる決済代理人ライセンスの邦銀への付与やパンダ債（中国国内で非居住者が発行する人民元建て債券）の発行が実現しました。インドとの間では、両国のマクロ経済についての意見交換を行いました。更に、ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との関係においては、マレーシアとの二国間通貨スワップ取極の締結及びフィリピンとの二国間通貨スワップ取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を設立するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>令和2年度は上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
測定指標（定性的な指標）	目標	<p>[主要]総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進</p>	
		<p>ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援します。また、「インフラシステム輸出戦略」や「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」等を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。</p>	達成度
		<p>新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。</p> <p>JICAについては、令和2年度において、計3件、約1,561億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。また、令和2年4月、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援するため、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を創設しました。さらに、令和3年1月には、世界的に新型コロナウイルス感染が継続し、開発途上国の財政への影響が拡大していることを踏まえ、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を拡充しました。</p> <p>さらに、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁が検討した運用の見直し・改善の具体的な方策を実行に移しました。</p>	□

	<p>J B I Cについては、令和2年4月に、これまでの「成長投資ファシリティ」を拡充し、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援するため、同ファシリティ内に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設しました。7月には、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の一部改正等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業に対し、J B I Cが融資を行いうる対象等を、時限的に開発途上国以外の地域等に拡大しました。また、令和3年1月には、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設しました。</p> <p>令和2年度は上記実績のとおり、ODA等を活用した新興国・開発途上国の支援、及びJ I C AやJ B I C等の機能の改善・強化を活用した日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
<p>[主要]総5-1-B-4：質の高いインフラ投資の推進</p>		
<p>目 標</p>	<p>平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に関係省庁等と連携しながら着実に実施するとともに、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を図り、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融资奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました（参考指標6参照）。また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（M D B s）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世銀東京防災ハブや世銀東京開発ラーニングセンター（T D L C）との連携を深めてきました。</p> <p>サウジアラビア議長下のG20においても、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を承認した前年の日本議長下に引き続き、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。令和2年11月のリヤド・サミットでは「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関連する作業を前に進めることに合意し、G20行動計画において質の高いインフラ投資を促進するための取組を強化することへのコミットメントを再確認しました。</p> <p>また、M D B sの支援においても「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が実践されるようにする観点から、世銀グローバル・インフラストラクチャー・ファシリティ（G I F）の評価枠組において、同原則に基づく指標を追</p>	<p>□</p>

	<p>加しました。</p> <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえた個々の施策の着実な実施や、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践をはじめ、質の高いインフラ投資の推進に今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
テーマについての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G7やG20等の国際的な枠組に積極的に参画しました。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN+3の強靱性向上の取組や、アジア各国との二国間財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。</p> <p>ODA等を通じた新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展の支援や、日本企業の海外展開支援の推進に向けて、JICAやJBIC等の機能の改善・強化を活用した着実な支援を実施しました。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進に向けて、関係機関との連携を図りつつ、着実な取組を進めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

総5-1に係る参考情報

参考指標1：最近の世界経済の動向

	2020					2021					2022				
	20.10 時点	21.01 時点	21.04 時点	20.10 との差	21.01 との差	20.10 時点	21.01 時点	21.04 時点	20.10 との差	21.01 との差	20.10 時点	21.01 時点	21.04 時点	20.10 との差	21.01 との差
日本	▲ 5.3	▲ 5.1	▲ 4.8	0.5	0.3	2.3	3.1	3.3	1.0	0.2	1.7	2.4	2.5	0.8	0.1
米国	▲ 4.3	▲ 3.4	▲ 3.5	0.8	▲ 0.1	3.1	5.1	6.4	3.3	1.3	2.9	2.5	3.5	0.6	1.0
ユーロ圏	▲ 8.3	▲ 7.2	▲ 6.6	1.7	0.6	5.2	4.2	4.4	▲ 0.8	0.2	3.1	3.6	3.8	0.7	0.2
ドイツ	▲ 6.0	▲ 5.4	▲ 4.9	1.1	0.5	4.2	3.5	3.6	▲ 0.6	0.1	3.1	3.1	3.4	0.3	0.3
イタリア	▲ 10.6	▲ 9.2	▲ 8.9	1.7	0.3	5.2	3.0	4.2	▲ 1.0	1.2	2.6	3.6	3.6	1.0	0.0
英国	▲ 9.8	▲ 10.0	▲ 9.9	▲ 0.1	0.1	5.9	4.5	5.3	▲ 0.6	0.8	3.2	5.0	5.1	1.9	0.1
先進国計	▲ 5.8	▲ 4.9	▲ 4.7	1.1	0.2	3.9	4.3	5.1	1.2	0.8	2.9	3.1	3.6	0.7	0.5
アジア	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 1.0	0.7	0.1	8.0	8.3	8.6	0.6	0.3	6.3	5.9	6.0	▲ 0.3	0.1
中国	1.9	2.3	2.3	0.4	0.0	8.2	8.1	8.4	0.2	0.3	5.8	5.6	5.6	▲ 0.2	0.0
インド	▲ 10.3	▲ 8.0	▲ 8.0	2.3	0.0	8.8	11.5	12.5	3.7	1.0	8.0	6.8	6.9	▲ 1.1	0.1
新興国計	▲ 3.3	▲ 2.4	▲ 2.2	1.1	0.2	6.0	6.3	6.7	0.7	0.4	5.1	5.0	5.0	▲ 0.1	0.0
世界計	▲ 4.4	▲ 3.5	▲ 3.3	1.1	0.2	5.2	5.5	6.0	0.8	0.5	4.2	4.2	4.4	0.2	0.2

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2021.4)

(<https://www.imf.org/en/Publications/WE0/Issues/2021/03/23/world-economic-outlook-april-2021>)

参考指標 2 : 途上国の貧困削減状況

1日1.9ドル以下で生活している人口 (数)

(単位: 百万人)

	2005年	2008年	2011年	2015年	2018年	2019年
東アジア・太平洋	348	286	162	42	25	20
南アジア	533	489	348	N. A.	N. A.	N. A.
欧州・中央アジア	22	13	10	7	5	5
中東・北アフリカ	10	9	8	16	27	N. A.
サブサハラ・アフリカ	394	402	406	418	436	N. A.
中南米	54	40	33	23	23	24
合計	1366	1244	972	744	N. A.	N. A.

(出所) 世界銀行 PovcalNet (<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/povDuplicateWB.aspx>)

(注) 2015年の南アジア、2018年の南アジア及び2019年の南アジア、中東・北アフリカ、サブサハラ・アフリカのデータは、調査範囲の狭さを理由に公開されていない。

参考指標 3 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追加	解除
平成13～25年度	668個人・団体	228個人・団体
26年度	46個人・団体	18個人・団体
27年度	46個人・団体	20個人
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人
令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
2年度	3個人	3個人
小計	822個人・団体	300個人・団体
累計	522個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

参考指標 4 : 我が国への対内直接投資残高

(単位: 10億円)

	平成28年末	29年末	30年末	令和元年末	2年末
金額	28,232	28,926	30,683	34,330	39,669

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標 5 : 円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位: 億円、件数)

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
金額	17,535	15,221	10,936	14,416	14,233
件数	51	49	34	40	40

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注1) 数字は交換公文ベース (円建て) (債務救済を含まない)。

(注2) 平成29年度、国際開発協会 (IDA) に対する円借款「国際開発協会第18次増資のための借款」2,923億8,773万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆8145億円、50件。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	287	22,763	246	19,299	117	10,673	99	13,225	127	15,932	190	22,596
輸出金融	22	1,410	20	1,750	14	347	13	1,027	18	1,890	2	10
輸入金融	1	2,523	-	-	1	2,380	-	-	-	-	1	506
投資金融	260	18,581	222	17,210	101	7,644	83	11,780	107	13,821	181	20,241
事業開発等金融等	4	248	4	337	1	300	3	417	2	220	6	1,838
保 証	7	1,066	8	2,935	8	481	13	3,507	9	758	14	3,246
出 資	4	143	3	162	5	777	5	437	3	96	3	150
合 計	298	23,974	257	22,397	130	11,932	117	17,171	139	16,787	207	25,993

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
アジア	2,751	6,932	1,735	3,220	7,811	3,858
(東南アジア)	(1,954)	(6,878)	(1,325)	(2,894)	(3,618)	(1,654)
大洋州	69	111	182	-	25	681
ヨーロッパ	5,983	5,257	600	6,044	4,031	5,400
中 東	4,276	1,342	3,875	1,514	764	2,081
アフリカ	149	-	1,384	343	53	3,883
北 米	4,553	5,502	1,497	161	1,309	4,475
中南米	4,968	62	2,012	2,273	1,870	2,319
国際機関等	-	98	-	56	110	47
その他	155	154	161	50	53	-
合 計	22,907	19,462	11,451	13,663	16,028	22,747

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
アジア	577	1,499	8	2,396	117	1,044
(東南アジア)	(550)	(1,499)	(8)	(2,396)	(117)	(9)
ヨーロッパ	-	-	-	650	120	1,110
中 東	-	-	164	-	-	71
北 米	383	556	308	355	416	884
中南米	105	828	-	52	-	89
国際機関等	-	50	-	53	105	45
合 計	1,066	2,935	481	3,507	758	3,246

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

参考指標 7：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績（注）

（単位：兆円）

	平成22年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
実績	10	15	19	20	21	23	25

（出所）『経協インフラ戦略会議』資料（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/kaisai.html>）

（注）各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」を含む。

テーマ		総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む	
測定指標（定性的な指標）	[主要]総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目 標	<p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しており、令和2年11月のG20リヤド・サミットにおいては、各国首脳間において、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されました。</p> <p>経済連携の推進に関して、平成30年12月にTPP（環太平洋パートナーシップ：用語集参照）11協定、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・デジタル貿易協定がそれぞれ発効しました。また、EUを離脱した英国との間でも令和3年1月に日英EPAが発効し、日系企業のビジネスの継続性が確保されました。これらは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものです。</p> <p>RCEP協定については、平成24年11月以来約8年間にわたる交渉を経て、令和2年11月に署名に至りました。この署名により、我が国の発効済み・署名済みEPA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は約8割となりました。こうした経済連携の強化を通じて我が国の経済成長が期待されるほか、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。</p> <p>さらに、これらの経済連携協定では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定を盛り込み、加盟国と連携しながら円滑な実施に取り組んでいます。</p>	□

		<p>加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
--	--	--	--

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
-------------------	-------------------

評定の理由	<p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>ASEAN+3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。特に、令和2年4月に創設し、令和3年1月に拡充したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行っていきます。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款等やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。特に、令和2年4月にはJBIC「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を設け、同年7月には日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等を幅広く可能としたところです。また、令和3年1月には、これまでの「成長投資ファシリティ」を再編し、「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設しました。これらを通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援していきます。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。特に、日本は、MDBsに対し新型コロナウイルスを始めとするパンデミック対策の充実を求めてきたところであり、引き続き、開発途上国による新型コロナウイルスへの対応と危機からの強靱な復興に向けた支援に貢献していきます。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践に向けて取り組んでまいります。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第204回国会 総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日、令和元年6月3日、令和2年7月9日改訂）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）</p> <p>総合的なT P P等関連政策大綱（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定）</p> <p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定）</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IMFによる世界経済見通しの推移（令和3年4月）
前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。</p> <p>A S E A N + 3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。特に、令和2年4月に創設したJ I C Aの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C Aの円借款等やJ B I Cの出融資保証業務等を通じて引き続き推進しました。特に、令和2年4月にはJ B I C「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を設け、同年7月には日本企業が先進国で行う事業に対するJ B I Cの融資等を幅広く可能としたところです。これらを通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた日本企業の海外事業の維持・継続等を支援しました。</p> <p>M D B sに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA</p>

	<p>政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。信託基金を通じた新型コロナウイルス対応を支援するとともに、特に脆弱な途上国の資金需要に応えるため、ADFの増資交渉やIDA増資の議論に貢献しました。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践に向けて取り組みました。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。</p>
--	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和3年6月
--------------	---	-----------------	--------